昭和38年7月5日発行・第14号

日赤新労ニュース

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
（略称「日赤新労」）
東京都港区芝愛宕町2の9
電話・東京501－7080
発行責任者
前川　功

綱領

1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて、われわれの権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. われわれは、常に暴力と独裁を排し、自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

昭和三十八年度

第1回 中央委員会

五月二十六日（日）盛岡市において開催

三十八年度における日赤新労の第一回中央委員会は五月二十六日盛岡市つなぎ温泉の高橋旅館において開催された。

中央委員会に先だち二十五日の夕刻から新旧役員の事務引継ぎが行なわれ、夜は盛岡日赤医療職組のご好意により懇談に過ごした。

二十六日の中央委員会は、午前九時、前川書記長が開会のことばを述べて直ちに資格審査を行ない役員全員と中央委員十五名中十二名をもって成立を確認した。

議長選出は執行部に一任され、執行部で議長に地元盛岡日赤医療職組の久保田憲吉氏、副議長に名古屋第一日赤の宮原義彦氏を指名賛同を得た。

書記並びに議事確認者は議長に一任されて議長から指名、吉原執行委員長が挨拶に立った。

次いで、全労岩手地方会議議長吉田氏、岩手銀行労働組合委員長横手氏が来賓としての激励の挨拶を述べられた。

一般経過報告に移り七・九％ベア問題、組織の問題その他の報告があり、村松会計から会計報告があった。前川書記長はカンパの納入方法について詳しく説明し、三木中央委員の質問についても説明して諒解を得た。

吉原執行委員長から七・九％ベアについては五月二日の団交で妥結をみ、その調印は六月七日の見とおしである旨発言があった。

なお、ベアは四月に遡及実施されるが実施不能の施設は十一病院五支部であるという本社側の回答が述べられた。しかし、新労参加の四病院については、九月の地域差撤敗とともに実施されるものと思われる――と前川書記長は述べた。村岸、加藤各中央委員からは実施不能の施設長は責任をもって実施に努力すべきであり、また新労としてもこれらの施設に対して実施できるよう応援すべきであるという意味の発言があって、全員これに賛成した。なお、このことについては、中央委員会の名によって未実施施設長に実施方を要請するという決議があり、全員拍手のうちに決定した。

村岸中央委員は前給与専門委員長で、本年度も留任されたので、今回の新旧号俸の切替えについてくわしい解説をした。

阿部岩手県支部事務局長の挨拶があって午後零時十五分、午前の会議を終了した。

午後一時再開。

審議事項に入り、夏季手当の問題がとりあげられた。この問題は給与改訂とともに、この会議における重要問題だけに各中央委員から活発な発言が続けられた。

長田副執行委員長の説明に続いて各ブロックの現在の状勢が披瀝され、それによって慎重に論議がたたかわされた後で、前川書記長から諸般の状勢から十三割プラス一律三千円という提案があった。

一律については相当に活発な発言が各中央委員からあったが、結局十三割プラス一律三千円を最低の線とすることで決をとったところ全員がこれに賛成したのであった。この線をもって統一要求とすることに決定し、単組の単独妥結はしないことになった。

かくて午後二時、審議事項に移った。本部書記局員の報酬増額の件、女子事務員雇入れの件等について前川書記長から説明があって異議なく決定した。

ブロック提案では、福岡県支部単組兼松中央委員から給与問題が提出され、その要旨は、号俸を職種別の通し号俸として貰いたいということであった。この問題は運動方針の「物価に見合う賃金の獲得」でとりあげていきたい、と三木中央委員の発言があった。

盛岡市における中央委員会で来賓挨拶

兼松中央委員からは旅費規程について、若し本社がこれを改正するとしても既得権を侵害しないようにすべきである、という要望があった。それから、やはり兼松氏の提案で、血液銀行を病院ときり離して独立のものとして貰いたいということであったが、これは労使協議会においてとりあげることに決定した。

三木中央委員からの提案で、本部役員が組合要務のために貸金カットされた場合は、これを本部負担にして貰いたいとのことであったが、これは提案どおりに決定した。

山田中央委員から、長浜日赤労組は現在第四ブロックであるが、これにはいろいろな不便があるということである。これを第三ブロックに編入してはどうか、とのことだった。この問題は第三、第四のブロックの話合いで円満に解決するということになった。

新労規約の改正について、三木中央委員から次の提案があった。

「規約第二十八条の、中央委員は別表のブロックごとに、そのブロック内の加盟単組の所属組合員数二〇〇名ごと及びその端数について一名の割合で選出する」とあるが、この中の「加盟単組」の文字は不要と思われるので削除して貰いたい。これは次回の大会で審議することとなった。

協議事項に入って、吉原執行委員長から、役員の業務分担について説明があった。業務分担は次のとおり決定。総務（長田副執行委員長）、組織（川出副執行委員長）書記局管理（前川書記長）。

各分担責任者から抱負が述べられ、長田副委員長は、労働協約につき、川出副委員長からは組織拡充につき、また前川書記長からは書記局管理問題について最善をつくす決意が披瀝された。

加藤中央委員が議事確認者として全議事について述べ、これを確認した。

夏季手当については早急に労使協議会をもち、その後団交を開いて要求する旨前川書記長から発言があって全員諒承、午後三時三十分、第一回中央委員会を終了したのであった。

この会議は、すべての議題について各中央委員から熱のこもった発言があって、会場には常に潑剌とした気魄がただよい、運動推進に対する中央委員の決意のほどがうかがえるものがあった。

第一回労使協議会開く

五月二十六日、盛岡市で開催の中央委員会の決定にもとずき、第一回労使協議会を五月三十一日午後、本社において開催した。

この協議会で、さきの団体交渉で事実上の妥結をみていた七・九％ベアの四月に遡及実施についての正式調印を六月七日にすることを決め、夏期手当についても十三割プラス一律三千円の新労の線を申し入れた。

七・九％ベア実施不能施設長宛宣言

日赤新労では今回のベア実施にあたって実施不能施設として指定された五支部、十一病院の施設長（支部にあっては事務局長、病院にあっては病院長あて）に、六月一日付新労第一回中央委員会の名をもって、次のとおりの宣言を発送し、その実施方を要望した。

日赤新労発第三号
一九六三・六・一
施設長あて
日本赤十字新労働組合連合会
第一回中央委員会

七・九％ベア実施不能施設に対する宣言

昨年八月三日、人事院において七・九％ベアが勧告され、公務員においては既に昨年十月より実施されていることは衆知のとおりである。

日赤においても之に準じて、おくればせながら本年四月に遡って実施されることとなったのは、われわれ日赤職員の久しく待ち望んだところであり誠に悦ばしい次第である。

しかるに貴施設にあっては、四月実施不能施設の中にあるということは甚だ遺憾である。

施設長としても財政上困難な点も多々あると思われるが、貴施設職員の志気昂揚にも甚大な影響があるものと思考されるので、施設長の責任においても必ず四月遡及実施されるようあらゆる努力を傾倒されたく、日赤新労第一回中央委員会の名において玆に宣言する。

給与改正に関する覚書正式調印

標記に関する覚書の正式調印は六月七日正式調印を終った。

給与改正に関する覚書

日本赤十字社と日本赤十字新労働組合連合会は、給与改正の問題について下記の通り協定する。

記

一、現行各俸給表、各暫定手当定額表、及び各役付手当表を別紙（昭和三十八年五月本達乙第三号改正、日本赤十字社職員給与要綱をいう、以下同じ）一、のとおり改正すること。

二、改正後の給与への切替については別紙一、の附則に定めるとおりとすること。

三、別紙三、の記に掲げる施設にあっては、社長がその指定を解除するまでの間現行各俸給表、各暫定手当定額表及び各役付手当表により給与を支給すること。

四、前項に該当する施設のうち、日本赤十字新労働組合連合会に加盟する労働組合のある施設については、財政上給与改正が可能となるよう今後も最善の努力をすること。

昭和三十八年六月七日
日本赤十字社社長　島津忠承
日本赤十字新労働組合連合会
会執行委員長　吉原三郎

覚書の文中（別紙三）の記とは給与改正不能施設を列記したもので、ここに五支部、十一病院が指定されている。

第2回執行委員会

第二回執行委員会は六月二十四日（月）午後三時から芝愛宕町の新労本部で開催された。

議題はおおむね次のようなものであった。

一、夏期手当交渉打切りについて
一、会計中間報告
一、ベア不能施設その後の状況
一、オルグ報告の件
一、東京都支部人事問題
一、給与手帳作製について
一、その他

まず、夏期手当については、執行部としては速報で既報のように再三にわたって本社側との交渉を続けて来たのであったが、本社は「新労の要求をできるだけ考慮する」と言っていたのであった。

その結果、本社は六月十三日付をもって「十三割プラス千円（枠外）」という通達を各施設長あてに発送した。しかし、これは基準線を示したもので、決定づけるものではないから、各施設の状況に応じて交渉の余地は残っているわけのものである。

手当支給の権限はあくまで施設長にあるという見解から、この際統一交渉は打切って単組交渉に移し、単組で施設長に対して強力な交渉をするのが得策であるという見解から、統一交渉打切りとなったものである。

ベア不能施設に対しては、本部ではその後も極力その実施方を要請している次第であるが、なお今後も強くこれを進めて行きたい。

二、三の施設では明るい見とおしも出て来たようである。

オルグ問題に関しては、執行部からの指令、連絡等に対する返信は必ずすみやかに実行して貰いたいこと。返信を要する文書その他については遅滞なく回答をされたい。なお、オルグの状況についての報告も、今後の運動の進め方を有利に把握するという意味からも実行して欲しいものである。

次いで、東京都支部における人事の問題は、現下のところでは情勢の推移を観察しているのが賢明であろうというところである。

給与手帳であるが、これは給与専門部からの提案である。

給与規定、給与要綱、その他給与関係の諸表などを一冊に収録して、これを全組合員に交付しようというもので、執行部の決定するところとなった。近く村岸給与専門委員長から原案が出され、それを検討の上印刷に付し、出来次第全組合員に交付されることとなろう。

以上の議題の他にもいろいろな話題があって、この執行委員会は午後九時過ぎに及んでようやく閉会のはこびとなった。

各地のうごき

青森県支部職組役員異動

青森県支部では事業課が新設され、初代課長に職組の組合長であった阿保民二氏が就任し、規約にもとずいて組合員ではなくなったので役員を改選した結果、次のとおりとなった。

組合長　吉本泰次
副組合長兼書記長　高坂直三郎
合計監査　須郷直
常任委員　北田しげの
常任委員　高橋孝紀
同　伊丸岡千鶴子

盛岡日赤医療職組新役員

盛岡日赤医療職組では五月十七日、三十八年度の新役員を次のとおり決定した。

執行委員長　伊田勝
副執行委員長　加藤達夫
同　久保田慶吉
同　及川功
書記長　多田泰孔
書記次長　駒嶺一
執行委員　菊地克雄
同　鈴木直見
同　吉田栄司
同　小山紘子
同　吉沢シゲ
会計監査　桜井英男
同　佐羽内正子
同　井上二一
代議員　滝浦忠男
同　井上総子
同　田中赫子

滋賀県支部新労組新役員

滋賀県支部新労働組合では今般新役員を次の各氏に決定就任した。

組合長　杉本正雄
副組合長兼書記長　川添勇
会計監査　山本源作

福岡県支部新労組第二回定期大会

福岡県支部新労働組合では五月十九日第二回定期大会を同支部会議室において多数組合員出席のもとに開催、来賓として長崎原爆職組からも来会し、次の運動方針を決定した。

一、労働協約の締結をはかろう
二、物価の上昇にみあう賃金を
三、年金制度の創設
四、教宣活動の徹底と団結の強化をはかろう

そして役員の改選を行ない、次の各氏が選任された。

組合長　兼松己一
副組合長　宝蔵寺福見
書記長　小川俊郎
執行委員　白水清登
同　奈良崎博保
同　養父淳子
同　植本寿美子
会計監査　大岡隼人

本年度第一回第六ブロック地方会議

第六ブロックでは五月十八日福岡市大濠町の竹竜荘で三十八年度第一回の地方会議を開催した。

出席単組は福岡、佐賀、長崎、大分の各支部と唐津、筑前山田の各日赤病院、長崎原爆の七単組であった。

新労一カ年の歩みとして長崎原爆、唐津日赤の加盟が報告され、なお今後、唐津日赤の全員と五島日赤の加盟を促進することを決定した。先般新労浜松大会で決定をみたカンパの問題については、大会決定のとおり全面的に協力することを決議した。

そして第六ブロックの中央委員を次のとおり選出した。

兼松巳一（福岡新労）
井上二一（唐津日赤）
松下雅章（長崎原爆）

奈良県支部新労組大会開催役員改選

奈良県支部新労働組合は五月十四日組合大会を開催して、新役員を次のとおり決定した。

執行委員長　冨森芳仁
副執行委員長　増田スヱ子
書記長　冨森芳仁

前橋日赤職組五月から機関紙発行

前橋日赤職員組合では五月から毎月一回一日発行のゞれいめいゞと題する組合機関紙を発行することとなり、その第一号は既に発行された。執行部の諸氏や、今年度から設置された専門部の責任者の地位に就任した各氏等が抱負を語り、また組合の動きなどが掲載されている。

今年度の役員は次のとおり。

組合長　三木和夫
副組合長　竹田亮正
同　鈴木勝之
書記長　早川清也
会計　吉井勇
会計監査　小成田文郎
同　高野健一
執行委員　井上昌子
同　大庭安行
同　片貝つる
同　鹿沼勝亥
同　小林かず
同　小林和子
同　滝沢静江
同　橋本清
代議員　福島つる
同　三木和夫
同　早川清也
同　宮沢紀代子
人事委員　吉原三郎
同　三木和夫

なお専門部は組織、教宣、厚生の三部から成り、各部の部長は次の各氏である。

組織部長　木暮富弥
教宣部長　佐藤晃一
厚生部長　奥宮富雄

部員（氏名略）は組織一〇名、教宣六名、厚生六名である。

第二ブロック地方会議

○開催日　五月十八――十九日
○場所　東京地方職員会館
○主催　中央病院従組
武蔵野日赤職組
本社職組
東京支部職組
○出席者
前橋日赤職組　三名
足利日赤従組　四名
水戸日赤職組　二名
武蔵野日赤職組　三名
中央病院従組　二名
浜松日赤職組　五名
秦野日赤従組　一名
千葉支部職組　一名
本社職組　一名
東京支部職組　二名
本部よりの列席
吉原執行委員長
前川書記長

○審議

一、七・九%ベアの実施に就て

(1) 七・九%ベアについては水戸を除き、本社からの通達があれば四月遡及実施の見込であるが、浜松日赤においては多少遅れるかも知れぬ、という経営者側の意向。但し、人件費優先の建前から強力に団交申入れの予定。

(2) 水戸日赤においては、四月遡及実施に難色を示しているが、働く者の立場から強力な団交により実施を迫る方針である。

二、労働協約について

全面的改定をすることについて、本部に起草委員を設けるよう進言すること。

三、組織の拡大強化について

(1) まず足下の単組の基礎固めをして信頼できる組合を作り、しかる後に近接未加盟施設に働きかけること。

(2) オルグに関し本部指令があればこれに協力し、必ず返事を出すこと。

四、夏期手当について

(1) 中央交渉と単組交渉を併行して行うこと。

(2) 第二ブロックの要求額を十三割プラス三千円とすること。

(3) 各施設の自主性を認め統一要求額以上の獲得は結構であるが、それを下廻るようであっては統一交渉終了まで妥結しないこと。

五、中央委員の選出

中央委員は次のとおり選出された。

三木和夫（前橋日赤）
田中実（足利日赤）
加藤充（浜松日赤）
小川幸雄（中央病院）
永野庸秋（東京支部）

六、その他

(1) 宿直料について

（東京支部職組提案）

第二ブロック各施設の支給状況を都支部職組宛通知すること。

(2) 組合活動のため賃金カットをうけた際は、これを本部負担とすること。

（中央病院従組提案）

討議の結果、当然これは本部で保障すべきであるということに意見が一致した。

(3) 有給休暇の使途について

（武蔵野日赤職組提案）

有給休暇は個人の自由意志により使わるべきものであり、使用者からその使途についてとやかく言われる筋合でないということが再確認された。

以上をもって審議を終り、最後に東京都支部職組の永野組合長から同支部の人事、財政両方面に亘る腐敗紊乱状況に対し、組合員一同が結束して浄化崩正について闘っている状況が逐一報告され、新労本部の援助要請がなされて、この会議を終った。

自由席

後をにごしたか？

関東　大村秀二

私はこのたび一身上の都合から十余年にわたってお世話になった日赤という職場を去ることとなった。去るにのぞんで、いままで親しんで来た同僚たちは、みんなよい人たちだったと思う。組合の役員に選ばれて〝団結せよ！労働者の生活を守れ！〟と先頭に立って叫んだこともあったが、いまはすべてが過去となり、なつかしい思い出として残るだけとなった。しかし、私は現在でも、私がとって来た行動をふり返ってみて、間違って居たと思いたくない。労働者がみずからの生活の向上安定のためにたたかうことは間違いどころか当然のことであるからだ。そうした運動も相手の無理解やどうまんに刺激されて、時として暴力に似たような場面を展開しそうなこともあった。しかし、私は激発しようとする若い同志たちをなだめすかしてことなきを得たものだった。若い者どころか、中年に達した私自身がまっ先に〝馬耳東風〟の相手に対して飛びかかって引きずりまわしてやりたい衝動にかられたことが幾度あったか知れなかった。煮えくりかえる胸を怺える思いをしたものだった。

しかし、いまはすべてが過去となった。立つ鳥あとをにごさず、というが、私は立つ鳥として、果たして後を濁さなかったであろうか？　十余年間を馴染んで来た職場を、深夜ひそかに胸に憧い描くとき、私は残念であるが、自信をもって〝後を濁さなかった〟とは言い切れない。心からおわびの一言も述べたい人の幾人かもある。その人たちに対しては、何時の日にか、至らなかった私の短慮をおわびしたい。残る日赤の諸氏諸兄の健勝を心から祈念する。

あのひとのこと

土屋あや

あのひとはおこりんぼうだった
だれかとじむしつで
なにかぎろんをしているとき
それはきみ！
あのひとのおおごえだった
あいてのひとはきょとんとして
まあまあとちゅうごしになる
またしばらくはなしがつづいて
やあおれがいけなかった
おれがたんりょだった
あやまるあやまる
あのひとのこえがきこえた
かっとなっておおごえをだすが
すぐにあたまをかいてあやまる
おこりんぼうだがいいひと
こころのやさしいひと
あのひとはいいひとだった

よく耳にする言葉

東北　山川哲夫

私どもが新聞や雑誌でよく見かけたり、また組合員たちの間で耳にする言葉で、うすうす意味は知っていても、ちょっと要領よく説明のしにくいような言葉を思いつくまま並べてみました。仕事の合間に書いたものですから舌足らずのところもあると思われますがご参考までに――。

▼労働組合。労働組合法に書かれているとおり「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合体」である。

▼職種別労働組合。労働者の職種別につくられる労働組合。鋳物工組合とか旋盤工組合といった具合のものである。労働運動の初期の時代を代表した形態であって、明治三十年代の活版工組合、鉄工組合などもこれであった。近代産業の初期の姿を反映して、職人という熟練労働者の組織で、職種の利害ということから団結が強い。ただ未熟練労働者をしめ出したり職種の利益だけを考えるというような傾向がある。

▼産業別労働組合。鉄鋼産業労働組合とか化学産業労働組合というような形で、同じ産業の労働者であれば職種や熟練の度合いの区別なく労働者を組織する。大量生産の時代になると組合も産業別組合へ発展した。これは交渉力、闘争力が大きく、欧米の代表的な組織形態である。わが国の産業別組織のほとんどが産業別労働組合と呼ばれているが、その大部分は企業別的に連合したものである。

▼企業別労働組合。企業ごとに、また職場ごとに組織される労働組合で××会社労働組合、××工場労働組合という形態である。わが国の労働組合はほとんどがこの企業別、職場別の労働組合である。

▼合同労働組合。組合の結成しにくい中小企業、商店などの労働者を、個人的と集団的とを問わず加入させて、地域的に組織された超企業的な形の組合である。たとえば一般合同労組（職種などにとらわれずある地域の中小企業の労働者を横断的に組織したもの。××地区一般合同労組、××市合同労組など）。産業別合同労組（地域単位に二つ以上の中小企業の労働者を産業別に組織したもの。××地区印刷労組、××合同タクシー労組など）。職種別合同労組（ある地域の二つ以上の中小企業の労働者を職種別に組織したもの。××造船工労組、××町印刷工労組など）。

▼労働基本権。労働者が労働組合をつくり、労働組合に加入すること、つまり団結権。労働者が組合から代表を出して労働条件等について使用者と交渉する権利、これは団体交渉権。使用者が労働者の要求を入れないとき、要求を貫徹するための団体行動権、つまり争議権。以上三つの労働者の権利は憲法第二十八条で認められているものであって、労働基本権と呼ばれている。

▼労働三法。労働組合法、労働関係調整法、労働基準法、以上三つの法律が労働三法である。

▼労働協約。団体交渉によって労使が合意したものを文書に作成して双方が記名押印したもので、労使関係の憲法ともいわれるもの。

▼団体交渉。労働者と使用者とがそれぞれの要求や提案にもとづいて話し合う方法である。団体交渉は労使関係のなかで基本的となる重要性をもつもので、これを無視しては正常な労使関係はなりたたない。

▼不法労働行為。使用者が労働組合の結成と運営に対していろいろな干渉や介入をすることが不当労働行為で、これは労働組合法第七条で禁止されているのである。

▼オープン・ショップ。従業員が組合に加入するかしないか、ということを従業員の自由にまかせている制度。

▼ユニオン・ショップ。従業員になったものは、一定期間内に組合に加入することになっているものである。組合に加入しないか、或は組合から脱退もしくは除名されたら使用者は無条件に、或は組合と協議の上、その従業員を解雇する制。

▼クローズド・ショップ。使用者が従業員を採用する場合、組合員のなかからのみ採用し、組合を脱退し、または除名された従業員は解雇される制。

▼スト権確立。ストライキに突入すべきか否かを組合員にはかる投票をストライキ投票というが、この投票でストライキの賛成者が有効投票の半分以上あって、いつストの指令を出してもよいという権限を執行委員会に与える。それがスト権の確立である。

▼オルグ。オルガナイザーのことである。一般に「組織者」あるいは「組合活動家」などともいわれている。組合のオルグは、組合運動に通暁していて、組織をつくり組織を強化拡充する活動家。

▼ピケッティング。ピケと略称される。ストライキ中にスキャップ（スト破り）が事業場に入ったり顧客が入ったりするのを防止するために、事業場の入口にスト中の組合員が待機して、入場しようとする者を説得その他の方法で入場を中止して欲しいと要請する行動で、ストの補助手段としての性質をもっている。

▼ロック・アウト。使用者側の唯一と言ってよい争議行為。労働者が労働の提供のために作業場に入ることを一時的に拒否し、賃金をその期間内支払わないという形で労働組合または労働者の団体に圧迫を加えることを目的としているもので、労働者のストに対抗する手段である。労働者の行なうストのように法律で保障していないので疑問とされたが、現在では使用者のロック・アウトをする権利を否定する見解はない。

新着図書のお知らせ

先号既報後書記局に届いた書籍は次のとおりです。どうぞご利用下さい。

○労働福祉・平田富太郎○合同労組・石川吉左衛門他（以下次号）